

海外療養費の支給申請をされる方へ

海外療養費について

海外療養費制度とは、国民健康保険の加入者が海外渡航中に急な病気等でやむを得ず※現地で治療を受けた場合、所定の手続きをすることで、海外で支払った医療費について、保険給付分の払い戻しを受けることができる制度です。

※やむを得ない場合とは、直ちに診療を受けなければならない状況であり、日本国内の保険医療機関で診療を受けるための時間的余裕もない場合等を言います。

注意事項

- 1 日本国内で保険適用となっている医療行為のみが支給対象となりますので、日本で国民健康保険が適用されない治療については、海外療養費は支給されません。
(支給対象外となる主な例)
 - ・美容整形、歯列矯正など
 - ・人工授精などの不妊治療
 - ・出産（自然分娩）→海外療養費ではなく出産育児一時金が支給されます。
- 2 海外での治療の場合、国や医療機関によって請求金額が大きく異なります。海外療養費では、海外で実際に支払われた金額と日本国内での標準的な医療費を比較し、金額が低い方の医療費が支給額の算出基準となります。
- 3 支給額は支給決定時（支給の約10日前）の為替レートで換算されます。
- 4 海外療養費の請求期限は、海外で治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。
- 5 治療目的で渡航した場合の海外療養費は認められません。

申請の手順（必要書類については裏面をご覧ください）

- 1 海外で医療機関を受診する可能性がある場合は、事前に「診療内容明細書（Form A）」「領収明細書（Form B）」「歯科診療内容明細書（Form C）」「調査同意書」をお渡ししますので、明石市国民健康保険課管理係（078-918-5021）にご連絡ください。
- 2 海外で医療機関を受診する場合は、一旦、かかった金額の全額を支払います。支払った際の領収書は失くさないでください。
- 3 受診した医療機関（または医師）に医療費等の証明書（「診療内容明細書（Form A）」「領収明細書（Form B）」または「歯科診療内容明細書（Form C）」）の作成を依頼してください。また、病院名・日付・料金等が明記された領収書や、傷病名・治療内容が明記された証明書等があれば、念のため保管しておいてください。
- 4 帰国後、国民健康保険の窓口（市役所⑫番窓口）に、裏面申請に必要な書類等の1～6をお持ちください。
窓口で「国民健康保険療養費支給申請書」に必要事項を記入していただきます。
- 5 申請後、審査機関による内容の審査を経て、振込での支給となります。通常、申請から支給まで3か月程度かかります。

申請に必要な書類等

1 診療内容明細書（Form A） ※歯科を診療された場合は不要です

受診者・受診月・入院外来別に、医療機関で記入してもらってください。

- ①実際に受診した方の名前、生年月日、性別
- ②傷病名と国民健康保険国際疾病分類番号
- ③その医療機関を初めて受診した年月日
- ④月ごとの受診日数
- ⑤入院期間または外来受診日
- ⑥その医療機関で治療を行った理由（「発熱」「吐血」「虫垂炎」「気管支炎」など）
- ⑦その医療機関で行った治療の内容（「抗生物質を投薬」「腹腔鏡による虫垂切除」など）

※具体的に記入してもらってください。「診察」「検診」等と記入すると、どのような治療を行ったのか不明のため、審査ができず海外療養費が支給されません。

- ⑧治療の理由が事故によるものであれば「Yes」に、それ以外は「No」にチェックを入れる
- ⑨診察を行った医師の署名、住所、明細書を記入した日付

※ 上記①～⑨が漏れなく記入されているか必ず確認してください。漏れがあった場合、海外療養費の支給ができませんのでご注意ください。

2 領収明細書（Form B） ※歯科を診療された場合は不要です

受診者・受診月・入院外来別に、医療機関で項目ごとに該当する金額を記入してもらってください。

なお、「診察費」「医薬費」等については、具体的にどの治療・薬がいくらかを右の枠の中に記入してもらってください。もしくは、それが記載されている別紙を添付してください。

3 歯科診療内容明細書（Form C） ※歯科を診療された場合のみ必要です

受診者・受診月・入院外来別に、医療機関で記入してもらってください。

4 医療費を支払った際の領収書等

5 海外に渡航した事実が確認できる書類

渡航記録のわかるパスポート、航空券（原本）などで出入国日等を確認させていただきます。

※ 空港において自動化ゲートを利用された場合、パスポートには出入国印が押印されませんので、自動化ゲートの通過時に出入国印の押印の希望を空港職員に申し出ください。

なお、出入国印が確認できない場合は、法務省にて出入国記録に係る開示請求書を取り寄せていただく必要があります。（手数料がかかります。）

詳しくは、下記ホームページを確認ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/publications/privacy/foreigner.html>

「法務省ホームページ」（出入（帰）国記録に係る開示請求について）

6 調査同意書

申請の内容等に疑義があった場合、明石市が海外の医療機関に、療養の事実の有無や内容についての照会を行うことに関しての同意文書をご提出いただきます。

- ※ 上記 1 ～ 3 の書類が外国語で記載されている場合は、必ずその翻訳文が必要となります。
翻訳文には、翻訳者の氏名を記載してください。
- ※ 何かご不明な点がございましたら、明石市役所 国民健康保険課までご連絡ください。

明石市国民健康保険課 管理係 ☎078-918-5021
